

平成11年12月22日

## 大阪府消費生活苦情審査会調停事件報告書

- 1 平成10年10月22日付け府生第295号付託事件
  - 「名義貸し債務不存在確認調停事件」 ..... 1
  - 「二重請求債務不存在確認調停事件」 ..... 7
  
- 2 平成11年4月27日付け府生第64号付託事件
  - 「名義貸し債務不存在確認調停事件」 ..... 15
  - 「二重請求債務不存在確認調停事件」 ..... 21

# 大阪府消費生活苦情審査会委員名簿

(五十音順)

## 【学識経験者 6名】

- ◎ 池田辰夫 大阪大学法学部教授  
石田法子 弁護士  
尾崎敬則 弁護士  
○ 樫村志郎 神戸大学法学部教授  
三木俊博 弁護士  
本澤巳代子 大阪府立大学経済学部教授

## 【消費者 4名】

- 新井ふく (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会西日本支部長  
大津恵子 全大阪消費者団体連絡会事務局次長  
武富輝代 大阪府消費者団体連絡協議会幹事  
前田けい子 大阪府地域消費者団体連絡会幹事

## 【事業者 3名】

- 加藤信次 大阪府中小企業団体中央会事務局長  
下田宏 (社)大阪工業会専務理事  
徳山健二 大阪商工会議所中小企業相談所長

◎ 会長 ○ 会長代理

— 調停委員 (3名)

計13名

平成11年12月22日

## 「名義貸し債務不存在確認調停事件」報告書

大阪府消費生活苦情審査会

平成10年10月22日に知事より付託された標記案件について、本審査会は調停委員会を設け、解決に向けて努力してきました。その結果、本件については、申告者ら、相手方双方が調停案を受諾し、解決しましたので、その経過及び調停委員会の見解を報告します。

### 第1 紛争の概要

#### 1 当事者

申告者 43名

相手方 甲信販会社（以下、「甲社」と言う。）

#### 2 案件の概要

本件の販売会社である株式会社なかにし（以下「なかにし」と言う。）は、呉服販売の老舗として長年にわたり営業してきたが、平成9年8月7日、破産宣告を受けて倒産した。その後、「なかにし」（の販売員）が、名義借り（名義貸し）と呼ばれるクレジットの不正な利用を繰り返していたことが判明した。

具体的には、「なかにし」の販売員が「近所の〇〇さんが着物を購入するのにクレジットを組みたいが、事情があってできない。絶対に迷惑をかけないから名前を貸してほしい」などと顧客に話し、顧客は、実際に着物を購入していないにもかかわらず、他人のために、クレジット契約書に署名・捺印を行ったという件であった。

このような事実関係の下で、クレジット会社である甲社は、信販契約は顧客との間で有効に成立しているものとして、顧客に対し、当該契約に基づく支払いを求めている。

しかし、甲社から支払請求を受けた顧客の多くから、「名義貸しは『なかにし』の販売員の不当な名義借りの要請等の勧誘によって誘発されたものであり、顧客の側には責任がなく、したがって甲社への債務も存在しない」として、茨木市消費生活センター等に被害者として相談を寄せることとなった。

その後、被害者が多数となったため、大阪弁護士会所属弁護士有志において、なかにしクレジット被害弁護団（以下「弁護団」と言う。）が結成され、甲社や他の信販会社を相手方として、平成10年5月7日、府立消費生活センター（以下「府センター」と言う。）にあっせん申出書を提出（9月16日に修正し、再提出）した。

府センターでは、平成10年10月上旬から、府センターによる当事者双方からの事情聴取、あっせんを実施したが、弁護団と甲社の主張に隔たりが大きいことから、あっせんは不調に終わり、本審査会への付託通知がなされた。なお、他の信販会社については、府センターにおいて、引き続きあっせんが行われることとなった。

本審査会においては、平成10年10月22日、知事より付託を受けて3名の委員からなる調停委員会を設置し、弁護団を代理人とする申告者44名（平成11年7月9日：内1名が申告取下げ）からの苦情内容申告書の提出を経て、調停を開始した。

### 3 申告者らの主張

- (1) 本件は、消費者のクレジット契約手続一切を加盟店に任せ、商品引き渡しの有無を確認することなく加盟店に直接立替払を行うというクレジット契約システム自体に内在するリスクによって発生した事件である。
- (2) 申告者らはクレジット契約のシステム自体を十分に理解していなかったことから、
  - ① 名義貸しと呼ばれるクレジットの不正な利用によって、甲社をだますという認識は全くなく、当該行為が、「なかにし」の金融利益を得るための空売りと理解していれば、名義を貸すことなどあり得なかった。
  - ② また、名義を貸すことによって、何ら利益を得ていない。
  - ③ さらに、当該行為に積極的に関与したことはなく、複数回名義を貸したものは、複数回だまされたものである。
- (3) したがって、「なかにし」との売買契約、甲社との信販契約は無効であり、残債務の支払いを拒否する。
- (4) しかしながら、申告者らが自ら名義を貸したという行為に対する一定の責任は避けられないことから、支払い残額の一定割合（30%程度）以下の負担であれば、やむを得ないとする。

### 4 甲社の主張

- (1) 本件は、クレジット契約に係る被害発生率の僅少さから見ても、クレジット契約システム自体に内在するリスクで発生したものではなく、全体からみてごく一部の無責任な者の行為によって発生した事件である。
- (2) 通常人であれば、名義貸しと呼ばれる本件のようなクレジットの不正利用が、信販会社をだまし、販売会社に立替金を取得させる行為であることは理解できたはずである。
- (3) 少なくとも、本来、クレジット契約を締結できない者のために名義を貸したという行為の背信性は明らかである。
- (4) また、契約書への自署や捺印、複数回の名義貸しなど、申告者らは「なかにし」の不法行為に積極的に関与したと解さざるを得ない状況である。
- (5) したがって、申告者らは残債務を支払う義務がある。
- (6) しかしながら、本件は、甲社も、申告者らも、ともに「なかにし」にだまされた被害者であり、申告者らの事情等を考慮すれば、支払い残額の一定割合（30％程度）の請求を放棄することは可能である。

## 第2 審議の経過と結果

### 1 調停委員会の開催

平成10年11月4日に第1回調停委員会を開催し、以来、別紙のとおり、平成11年7月9日まで11回にわたる委員会を開き、検討を重ねてきた。

### 2 当事者双方からの事情聴取、文書回答等

#### (1) 申告者

- ① クレジット契約に内在する構造的問題
- ② 被害の実相
- ③ 個品割賦購入斡旋契約における売買契約と信販契約の一体性
- ④ 名義貸しの法的分析と抗弁の対抗
- ⑤ 本件の付託理由等

#### (2) 甲社

- ① クレジット取扱状況
- ② 「なかにし」との加盟店契約に至る経緯

- ③ 顧客への調査確認及び契約内容
- ④ 名義貸しの法的分析と抗弁の対抗
- ⑤ 本件への対応方針等

### 3 調停案の提示

調停委員会は、当事者双方からの事情聴取、文書回答、収集した資料等をもとに、慎重に審議し、最終的に次のような調停案を提示した。

#### (1) 調停案の内容

- ① 甲社は申告者らに対する残債権のうち、60%は放棄する。
- ② なお、甲社の申告者らに対する残債権が、1契約当たり150万円を超えるときは1契約当たりの残債権は150万円とみなす。
- ③ 申告者らは、残債務の返済を行うにあたり、原則として、調停成立後、できる限り速やかに一括返済する。
- ④ 申告者らと甲社との間には、本件に関しては、上記以外に何らの債権債務は存在しないことを確認する。

#### (2) 調停案の趣旨

- ① 調停委員会としては、本件における甲社の加盟店管理が必ずしも十分に行われていなかった上、顧客への与信判定も結果として万全でなかったという点が認められる。他方、申告者ら自身が名義を貸したという行為の重大性も無視し得ない。

そこで、訴訟リスクを回避し、紛争の早期解決に資するべく、本件調停外の同種事例に係る裁判において、残債務の負担割合を甲社60%、顧客40%とする訴訟上の和解が、既に成立していることの重みを踏まえ、両当事者間に厳しい対立があるなかで、調停案を提示する必要がある。

- ② 申告者らの多くが家庭の主婦である中、過剰与信の問題、実際の支払能力等を考慮する必要があることから、一定の負担限度額を設ける。
- ③ 申告者らは残債務の返済を行うにあたっては、原則として一括で返済するとともに、弁護士が甲社の債権回収に協力することを要請する。

以上のことを前提としたうえで、本件手続は訴訟と異なり、厳格な事実認定手続を経たものではないこと、また、相互の譲歩と合意によって解決することをめざす調停手続であることを考慮して、調停委員会としては上記のような内容の調停案によって解決す

ることが望ましいと判断した。

(3) 結果

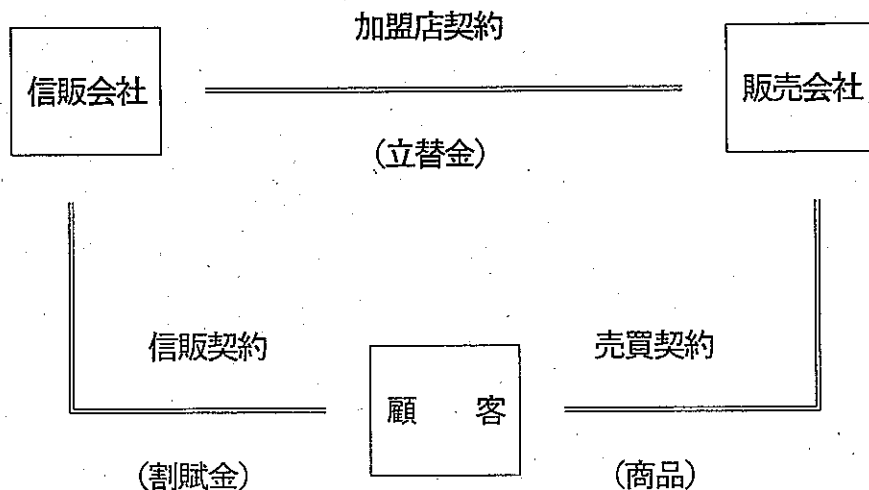
甲社は、調停案のうち、残債権額に 150万円の上限を設定することについて、異論を示しながらも、クレジット会社としての社会的責任を念頭に置き、申告者らの多数が受諾する見込みであること、債権回収において弁護団の協力が得られること、本紛争の早期解決を図る観点から、調停案を受諾した。

一方、申告者らについては、調停案のうち、残債務の負担割合について、不満を残しながらも、先に示した裁判の和解結果、本紛争の早期解決を考慮して、調停案を受諾した。

第3 本案件についての調停委員会の見解

本件は、期日を重ねる中で、双方の当事者に本調停への信頼感が生まれ、和解の気運が醸成され、合意解決に至ることができた。申告者らの代理人を務めた弁護団の御尽力、甲社の積極的な対応に、本調停委員会として敬意を表するものである。

【参考】クレジット契約



「名義貸し債務不存在確認調停事件」の処理経緯

開催年月日	会議名	審議内容等
H10.11.4	第1回調停委員会	・紛争概要の報告 ・申告者意見聴取
H10.11.19	第2回調停委員会	・相手方意見聴取
H10.12.9	第3回調停委員会	・申告者意見聴取
H11.1.19	第4回調停委員会	・相手方意見聴取
H11.2.22	第5回調停委員会	・調停（双方意見聴取）
H11.3.16	第6回調停委員会	・勧告（案）打合せ
H11.3.17	第7回調停委員会	・調停（双方意見聴取）
H11.4.8	第8回調停委員会	・調停（調停案提示）
H11.5.26	第9回調停委員会	・調停（調停案調整）
H11.6.21	第10回調停委員会	・調停（調停案調整）
H11.7.9	第11回調停委員会	・調停成立